

令和7年(ワ)第561号 損害賠償請求事件

原告 エンブレム札幌清田管理組合
被告 日本システム企画株式会社

証拠説明書

令和7年8月26日

札幌地方裁判所民事3部3係 御中

原告訴訟代理人弁護士 渡 能 史

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 日 年 月 日	作 成 者	立 証 趣 旨	備考
甲 10	被告提出の証拠に関する意見 写し	R7.8.5	理学博士・ 京都女子大 学名誉教授 小波秀雄	被告がパイプテクターについて説明する核磁気共鳴、自由電子、水和電子、凝集等といった科学的用語は誤用されており、それゆえにパイプテクターに赤錆防止効果は科学的に認められないこと	
甲 11	意見書 写し	R7.8.8	山形大学理 学部准教授 天羽優子	パイプテクターにおいて、科学的に核磁気共鳴が起こらないこと、核磁気共鳴によって水の凝集体が変わることもなく水和電子が生じることもないこと。	
甲 12	写真 写し	R6.4月 (撮影 日)	原告理事長 林直光	被告が原告に設置したパイプテクターを分解した際のパイプテクターの内容物及び構造、特にネオジム磁石が配置されているのみであったこと。	